

「沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案」の概要について

沖縄県子ども未来部子ども家庭課

1 制定の経緯及び必要性

令和4年度の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の児童福祉法第12条の4第2項に基づき、本県の一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定める必要があります。

2 条例で定める基準

沖縄県が本条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準については、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において規定されている「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」のいずれについても当該府令の基準のとおり定めることとしております。

3 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

4 施行期日

令和7年4月1日（予定）

5 条例骨子案

別添の通り

6 関係資料

- (1) 官報（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号））
- (2) 官報（一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号））